

第6回 港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会 議事概要

日時：令和8年1月8日（木）13時30分-15時30分
場所：一般財団法人 沿岸技術研究センター 会議室
方法：オンライン併用

1. 主な議事

事務局より、下記について説明を行った後、委員による意見交換を行った。

- (1) 資料の説明
 - ①設置趣旨等、検討会の構成、昨年度の概要、今年度の検討内容について
- (2) 資料の審議
 - ②総合評価の進め方について ③港湾施設の診断区分の変更事例について
- (3) 次回の検討会について

2. 主な意見

2.1 今年度の検討内容

(1) 新設事例の更新について

委員：10ページの新設する場合の事例の更新とあるが、具体的にどのようなイメージに更新されるのか？

事務局：現行は既存施設の維持管理計画の事例だったが、今回は2026年をスタートとして新設した事例を作成する。今回のガイドラインの考え方を取り入れた新設事例とする。また、現在の事例は文章が長くポイントが分かりにくいいため、簡潔にまとめた事例を示したい。

(2) スケジュールについて

委員：本検討会は、1月に第6回検討会があって、今年度中に第7回検討会で終了となる予定と聞いた。令和8年度4月に改定版を公表するスケジュールと理解してよいか。

事務局：その通り。次回が最後の検討会となる。作成事例のポイントとなるものを作成し確認いただいた上で、残りも同様に修正して4月には公表したい。

(3) 現行事例の取り扱いについて

委員：現行事例のNo.10はなくなるのか？

事務局：維持管理計画は施設ごととなっている。No.10は複数の施設を取りまとめる形になっており、除外の予定であった。ただし、複数施設をまとめて計画書を作ることは可能で、そのメリットがわかるよう工夫したい。

委員：追加する事例として、改良した場合の事例や、重点点検診断施設から通常点検診断施設への変更事例も必要では？

事務局：検討する。重点点検診断施設から通常点検診断施設への変更についても事例の中に、注意事項を記載する等配慮したい。

(4) 参考資料の位置づけについて

委員：検討1の参考資料①②は全体構成のどこに入るのか？

事務局：第1部総論の参考資料として追加する予定である。

2.2 総合評価の進め方

(5) 総合評価の進め方について

フローチャートの構成について

委員：緊急的措置の必要性がA、Bだけでなく、Cも含めるべきでは？ 車止めが取れた場合など。

事務局：Cを含めても問題ないが、緊急的措置を行った後に工学的知見からの補修の必要性に戻る線も必要になる。

委員：17ページのフローで、A、B、Cすべてが緊急的措置の必要性に行くとすると、緊急的措置後に工学的知見からの補修の必要性に戻る線が必要ではないか。

事務局：検討したい。

(6) 維持工事等の種類について

委員：維持工事等の種類をどこに記載するのか？

事務局：維持管理に関する方針の中に小項目を設けて記載する予定。最終的に残るのは経過観察か補修かで、維持工事等の種類まで詳細に記載すると混乱する可能性がある。

(7) 緊急的措置の位置づけについて

委員：緊急的措置は安全確保を直接指すものなので、「緊急的安全確保」等の表現に変更してはどうか。また、点検診断計画の変更が現場的行政的判断に基づく評価に含まれることに違和感がある。

委員：緊急的措置が必要な状況は点検診断のタイミングではなく、日々の見回りや住民通報で発覚することが多い。点検診断時に緊急的措置を判断することは稀。

事務局：緊急的措置を決める要因は行政的判断が入る余地がないと考えたが、表現方法を検討する。

(8) フローチャートの構造について

委員：工学的知見判断と現場的行政的判断は直列ではなく並列ではないか。健全な施設でも地球温暖化対策や予算の都合で補修や改良等の措置を講じることがあるかもしれない。また、現場的・行政的判断の緑色の枠の中で、「実施」は「必要性の検討」とすべきではないか。

2.3 港湾施設の診断区分の変更事例

(9) 点検診断区分の変更事例の内容について

委員：19ページの陥没事例は、陥没が見られたらすぐにバリケード等の対応をするはず。例えば、鋼矢板の腐食による穴あきにより陥没の恐れがある段階での事例とすべきではないか。

委員：20ページの剥落事例で「部分的に」という表現を追加した方が良い。

(10) 点検診断区分変更事例の表現について

委員：区分を変更することが目的ではなく、劣化度に応じた最適な点検診断の頻度・項目を設定することが重要。「劣化状況に応じた最適な点検の頻度設定の事例」という表現が適切ではないか。

(11) 点検診断区分の変更に伴う点検項目の考え方について

委員：重点点検診断施設に変更した場合、全ての項目の頻度を変更する必要があるのか、それとも該当項目のみか？

事務局：施設としての頻度が変わるため、基本的には全項目が対象となる。ただし、劣化度dが続く項目は一回飛ばしにすることが可能な場合がある。

(12) 通常点検診断施設を重点点検診断施設に変更するメリットについて

委員：通常点検診断施設を重点点検診断施設に変更するメリットはないのか。

事務局：重点点検診断施設への変更により、予算確保の際の説明がしやすくなるメリットがある。劣化の進行の程度を無視した重要点検診断施設の設定が改善されることになる。

○今後のスケジュールについて

事務局：第7回検討会を3月4日（水）10時から12時に開催することを予定している。

(以上)